

富山県告示第46号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

井田川水系土地改良区から申請のあった千里地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 29 日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和 6 年 2 月 7 日から

令和 6 年 3 月 8 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

富山県告示第47号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款変更及び戸久後谷地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 29 日認可した。

令和 6 年 2 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

液化石油ガス販売事業者の認定について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により公示する。

令和6年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 名称

株式会社高岡ガスサービス

2 代表者の氏名

菅野 克志

3 所在地

高岡市内免二丁目1番43号

4 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第46条第1号

5 認定年月日

令和6年1月29日

土地改良区の役員 の 退任

氷見市土地改良区の役員であった次の者が令和5年12月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 野 一 也	氷見市朝日丘13番30号

